

公告 第242号

2026年2月17日

テレビ朝日健康保険組合
理事長 佐々木 克巳



公 告

任意継続被保険者の2026年4月1日から2027年3月31日までの標準報酬月額、下記のとおりとなりますのでここに公告します

記

以下の1か2のいずれか低い額

1. 任意継続被保険者が一般被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 2025年9月30日における全被保険者（特例退職被保険者を除く）の標準報酬月額を平均した額（ 598,342 円）を基準とした標準報酬月額

590,000 円

この額が適用される期間

2026年4月1日から2027年3月31日

以上